２　守口市が所管する事業者に対する指導及び監査の実施方法について

令和７年４月現在

守口市		事　業　者
集団指導 ・　一定の場所に対象事業者を招集講習会方式又は、により指導を実施する。 ・　事業運営上の留意事項について説明。 ・　その他の留意事項及び事務連絡。	通　知	集団指導対象事業者 ・　既に指定を受けている事業者 ・　新規に指定を受けた事業者
	出　席	欠席した事業者に対しては、個別に指導を実施することがある。
運営指導 ・　２名以上の職員が事業所に赴き、運営状況、報酬算定等について審査及び指導を行う。 ・　運営指導の結果、改善を要する事項及び介護報酬について過誤調整を必要とすると認められた場合は文書によって指導を行う。 ・　期日までに改善報告が行われない場合や改善の内容が不十分な場合は再指導を行う。それにもかかわらず改善が行われない場合は監査を実施する。	通　知	運営指導対象事業者 （定期指導） ・　守口市が指定する事業者のうち運営指導が必要と判断した事業所
	運営指導	（随時指導） ・　利用者等からの苦情が多く寄せられている事業者 ・　定期指導の結果、改善を指導したにもかかわらず、改善がなされていない事業者 ・　その他、特に運営指導の必要性があると認められる事業者
	改善報告	
	再指導	運営指導後の対応 ・　指導に基づき、所要事項についての改善内容等の報告を求める。
	改善報告	
監　査 ・　運営指導等において、基準違反等を確認した場合、あるいは確認の必要がある場合等に必要に応じて実施する。 ・　実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間実施場所、監査担当者等を予め事業者に通知する。ただし、緊急を要するもの等については、当日に通知することにより監査を行う。 ・　勧告・命令を行った場合、公表・公示を行う。 ・　監査の結果、不正の事実が確認された場合は、聴聞手続きを経て、指定の取消し又は指定の効力の停止等の行政処分を行う。 ・　不正利得に対する費用の徴収を行う。	通　知	監査の対象となる事業所 次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業所 ・　指定取消要件に該当する行為 ・　著しい人員、設備、及び運営基準等の指定基準違反 ・　運営指導の拒否又は妨害、運営指導等における虚偽の報告又は書類偽造 ・　著しく悪質な不正請求が確認された場合 ・　明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合
	監査実施	
	勧告・命令	
	改善報告	
	指定の取消 ・　報酬の返還	・　指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止 ・　報酬の返還（加算金含む）